

京都市告示第370号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

平成24年12月18日

京都市長 門川 大作

道路の種類 市 道
 供用開始の期日 告示の日
 路線名及び道路の区域

路線名	区 間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
小山四ノ宮線	山科区小山一石畑57番地の1地先から 同55番地の31地先まで	旧	メートル 10.00	メートル 4.50
		新	10.00	5.20 ~ 11.59
南第一緯14号線	南区西九条南田町56番地の2地先から 同町63番地の1地先まで	旧	4.90	5.95 ~ 11.95
		新	4.90	5.97 ~ 11.50
南第一緯15号線	南区西九条南田町63番地の20地先から 同町63番地の16地先まで	旧	21.50	5.80 ~ 11.90
		新	21.50	6.00 ~ 11.00
桂経69号線	西京区桂芝ノ下町1番地の1地先から 同町1番地の7地先まで	旧	53.90	3.04 ~ 3.83
		新	53.90	4.00 ~ 4.02

(建設局土木管理部道路明示課)